厚生労働省
○経済産業省告示第二十号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので告示し、平成二十二年四月一日から適用し、トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第十号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1．トリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝２，３―ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス（トリブチルスズ）＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が８のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）若しくはトリブチルスズ＝１，２，３，４，４ａ，４ｂ，５，６，10，10ａ―デカヒドロ―７―イソプロピル―１，４ａ―ジメチル―１―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）（以下「トリブチルスズ化合物」という。）であること又はトリブチルスズ化合物が使用されている製品であること及びトリブチルスズ化合物が第二種特定化学物質であること。

2．トリブチルスズ化合物の含有率

3．注意事項

⑴　トリブチルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（トリブチルスズ化合物が使用されている製品にあっては、含有されている当該トリブチルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。

⑵　容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。

⑶　取扱作業は、飛散又は流出しないよう留意して行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。

⑷　廃液、汚泥等は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

4．表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４９号
宮城県石巻市鹿妻南５丁目１番13号、前住所宮城県石巻市蛇田字南経塚29番地３
債務者　杉山　　勲
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
福島市吉倉字竹ノ内40番地の２
債務者　望木クニ子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
福島市万世町１番９号　カクカビル502
債務者　池田　　満
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
滋賀県守山市古高町240番地　グランヴェールオオノ202号
債務者　浦野　孝子（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４２号
和歌山県有田郡有田川町大字野田204番地２エルシャトー吉備Ⅲ102号
債務者　森本　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９５号
三重県津市久居東鷹跡町16番地１　メゾン夢102
債務者　朋友精巧こと　道坂　朋彦
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３１号
熊本市城南町島田702番地３
債務者　溝口　京子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７２号
山梨県甲府市北口１丁目７番２号
債務者　佐野　武之
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係